

# 東京都行政不服審査会運営規程

平成 28 年 5 月 9 日  
東京都行政不服審査会会長決定

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、行政不服審査法施行条例（平成 27 年東京都条例第 126 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づき、東京都行政不服審査会（以下「審査会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 委員総会

### (設置)

第 2 条 審査会に、委員全員によって構成する委員総会を置く。

2 委員総会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

一 条例第 9 条第 1 項の規定による部会を構成する委員の指名に関すること。

二 条例第 12 条の規定による審査会の運営に関する規程の制定改廃等に関すること。

三 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 43 条第 1 項第 5 号の規定による審査会の諮問を要しない審査請求の認定に関すること。

四 その他会長が必要と認める事項

### (招集)

第 3 条 委員総会は、会長が招集する。

2 会長は、委員総会を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除くほか招集期日の 7 日前までに日時及び場所を委員に通知しなければならない。

3 委員は招集の通知を受けた場合において、出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにおいて、条例第 6 条第 3 項の規定によりあらかじめ指名された職務代理者にも事故があるとき又は職務代理者が欠けたときにおける前 3 項の規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは、「知事」とする。

(議事)

第4条 会長は、委員総会の会議の議長となる。

2 委員総会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員総会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第5条 会長は、委員総会の会議について、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存する。

一 開催年月日

二 出席した委員等の氏名

三 付議した議案

四 議事の要点

五 その他必要な事項

(議事の特例)

第6条 会長は、第2条第2項各号に定める事項について、法の目的である簡易迅速かつ公正な権利救済を図る上で、緊急に処理する必要がある、委員総会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、文書その他の方法により会議の議事を行うことができる。この場合において、会長は、次に招集する委員総会の会議において、当該議事について報告するものとする。

### 第3章 部会

(招集)

第7条 部会長は、部会を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合を除くほか招集期日の7日前までに日時及び場所を当該部会を構成する委員に通知しなければならない。

2 委員は招集の通知を受けた場合において、出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(委員の除斥)

第8条 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(委員の臨時指名)

第9条 会長は、諮問された審査請求の事件を担当する部会（以下「担当部会」とい

う。)が次のいずれかに該当するときは、担当部会を除く部会の委員のうちから、臨時に担当部会の議事に参与する委員を指名することができる。

- 一 任期の途中で担当部会の委員に事故があるとき又は委員が欠けたときにおいて、知事が新たに任命する補欠の委員又は他の部会の委員のうちから、審査会が担当部会の委員を新たに指名するまでの間、事件の調査審議を公正かつ迅速に行うために必要があると認めるとき。
- 二 担当部会に諮問された事件について、諮問後に担当部会の委員が当該事件に利害関係を有するに至り、又は、利害関係を有することが判明し、当該委員が前条の規定により議事に参与することができないとき。
- 三 その他会長が必要があると認めるとき。

#### (議事録)

第10条 会長は、部会の会議について、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存する。

- 一 開催年月日
- 二 出席した委員等の氏名
- 三 付議した審査請求の事件
- 四 議事の要点
- 五 その他必要な事項

#### (議事の特例)

第11条 部会長は、既に当該部会において調査審議を開始した事件について、次のいずれかに該当するときは、文書その他の方法により会議の議事を行うことができる。この場合において、部会長は、次に招集する当該部会の会議において、当該議事について報告するものとする。

- 一 部会長が、審査請求人の迅速な権利救済を図るために、緊急その他やむを得ない事情があると認めるとき。
- 二 法令の解釈、事実経過等の確認等を要するために部会の会議における決定を留保した場合において、当該部会の会議において、文書その他の方法により決定することについて、あらかじめ決定したとき。

### 第4章 諮問

#### (諮問説明書)

第12条 審査会は、法第43条第1項の審査庁からの諮問に際して、同条第2項に規定する審理員意見書及び事件記録の写しのほか、次に掲げる事項を記載した諮問

説明書の提出を求めることができる。

- 一 審査庁としての裁決案の方向性及びその理由（特に、審理員意見書と異なる方向性である場合は、その相違点に係る説明及び見解を含む。）
- 二 その他必要な事項

## 第5章 口頭意見陳述

（口頭意見陳述）

- 第13条 部会は、審査請求人から法第81条第3項の規定により準用される法第75条第1項の規定による口頭意見陳述の申立てがあったときは、その実施の要否について決定する。
- 2 会長は、前項の規定により口頭意見陳述を実施することとしたときは、あらかじめ口頭意見陳述を行う日時及び場所を指定し、申立人に通知するものとする。
  - 3 口頭意見陳述は、当該口頭意見陳述に係る審査請求の事件の担当部会において処理する。

## 第6章 専門委員

（専門委員の除斥）

- 第14条 第8条の規定は、専門委員に準用する。

## 第7章 答申

（答申の公表）

- 第15条 法第79条の規定による答申の内容の公表は、審査会の事務局が運用するウェブサイト等に掲載する方法によって行う。

## 第8章 雑則

（専決事項）

- 第16条 次の各号に掲げる事項は、審査会の事務局職員において専決することができるものとする。
- 一 新たに諮問された審査請求の事件を処理する担当部会の決定に関すること。
  - 二 法第81条第3項の規定により準用される法第78条第1項の規定による書面等の閲覧及び写し等の交付に関すること。
  - 三 法第81条第3項の規定により準用される法第78条第4項及び第5項の規定による手数料の徴収及び減額又は免除の決定に関すること。
  - 四 審査会が作成する文書の決定区分の決定に関すること。
  - 五 審査会が作成し、又は取得した文書等に係る保存年限、保存方法等の決定に関

すること及び当該決定に基づく文書等の保存に関すること。

六 その他会長が認める事項

(委任)

第17条 法令、条例及びこの規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。